

(表)

<p>第十七条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員にこの法律の規定により助成を受ける離島航路事業者の使用する船舶、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件に關し検査をさせることができる。</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>官職 氏 名</p> <p>離島航路整備法第十七条第二項の規定による検査員の証</p> <p>年 月 日 限有効</p> <p>国土交通大臣 <small>(地方運輸局長 運輸監理部長)</small> 印</p>
--	--

12 センチメートル

(裏)

<p>第十八条 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人に呈示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p>
--	--